

## 中野区役所1階貸出しスペースの運用の一部見直しについて

中野区役所1階貸出しスペースについては、区民等の認知度が高まり、各スペースの利用が増えているところであるが、屋内イベントスペース「ナカノバ」と屋外イベントスペース「ナカノのソトニワ」を一体的に利用したいとの要望や、ナカノのソトニワにおける献血などの公益性の高い事業については、施設使用料の減額や免除を求められているところである。

以上を踏まえ、イベントの魅力向上やにぎわい創出、公益性の高い事業による利用促進という視点から検討し、運用を一部見直すこととしたので、以下のとおり報告する。

### 1 ナカノバの西側スライディングウォールの開閉について

現在、ナカノバとナカノのソトニワを隔てる西側のスライディングウォールの開閉については、管理・人員体制、安全確保の観点から、中野区が主催あるいは共催する事業に限り、可能としている。

今後は、より一層中野四季の都市(まち)地区のにぎわい創出に資するよう、以下の要件を全て満たす場合は、中野区が主催あるいは共催する事業以外においても、西側のスライディングウォールの開放を可能とする。

#### (1) 開放の要件(案)

- ・ナカノバとナカノのソトニワを一体的に使用すること。(ナカノバとナカノのソトニワ双方を予約すること。)
- ・4月、5月、6月、10月、11月の使用であること。
- ・午前9時から午後4時までの間の開放であること。
- ・使用日の原則1月前までに開放の申出があること。
- ・開放予定の時間帯に、降雨など荒天の予報がある場合は、事業開始当初から開放できないことがあることを了承すること。
- ・開放時間、閉鎖時間が確定しており、その時間以外での開放・閉鎖は原則できないことを了承すること。
- ・開放中に降雨・強風などがあった場合、急遽閉鎖する必要があることを了承すること。
- ・閉鎖作業時において、現場係員の指示に従い、閉鎖作業の補助や安全管理を行うこと。
- ・閉鎖時のレイアウトを事前に提出すること。

#### (2) 当運用の開始

令和7年5月1日以降の使用

#### (3) 運用の見直し

令和7年度の利用実績・実態を踏まえ、要件の更なる見直しを検討する。

### 2 ナカノのソトニワ等の施設使用料の減額・免除について

#### (1) 基本的な考え方等

- ・ナカノのソトニワは公開空地であり、東京のしゃれた街並みづくり推進条例に基づく、まちづくり

団体登録制度を活用したにぎわい創出活動を実施しており、利用にあたって一定の制約があること。

- ・ナカノのソトニワの使用は、区役所敷地の一部を使用するという性格上、必然的に公益性を有するものとなるが、単に公益性がある事業というだけでなく、より公益性の高い事業に限定して当該施設の減額・免除を認めていくことが望ましいこと。
- ・近隣には民間施設のイベントスペースやホール、会議室等があり、それらについて貸出事業が行われていること。
- ・ナカノのソトニワ使用時には、ナカノのナカニワや四季の森公園などを含め一体とした使用も考えられることから、ナカノのソトニワとナカノバの一体使用時においては、双方の施設使用料の減額・免除を認めていくことが望ましいこと。
- ・以上を踏まえ、ナカノのソトニワ及びナカノのソトニワとナカノバの一体使用における使用料の減額・免除の基準について、以下のとおり定めるものとする。

(2) ナカノのソトニワ等施設使用料の減額・免除の基準 (案)

主体・目的	基準	減額率
国又は地方公共団体 その他公共団体	・区の事務事業と直接関連のある業務を行うために使用する場合 ・区民の利便を図る業務を行うために使用する場合	100%
区が財政援助をしている団体	・区の事務事業と直接関連のある業務を行うために使用する場合 ・区の財政援助の目的を実現するための業務を行うために使用する場合	100%
社会福祉法人	・区が委託した事務事業を実施するために使用する場合	100%
	・区内の全域又は一部地域の区民を対象として、区の事務事業と直接関連のある行事を行うために使用する場合	50%
その他公共的団体	・区の事務事業と直接関連のある業務を行うために使用する場合 (区が実施している区民サービスと同様・同等のサービスの提供を行う活動で使用する場合)	100%
不特定かつ多数の者の利益の増進に著しく寄与することを目的として無償で参加可能な行事	・献血事業などの慈善活動、普及・啓発週間などの行政施策を集中して推進・啓発する行事、防災訓練、交通安全教室等の名称を問わず区民等の不特定かつ多数の者の利益に還元される行事	100%

【適用除外】

- ① 専ら (主として) 上記の各項目に該当する行事のために使用する場合にのみ施設使用料の減額・免除の対象とするものとし、主たる行事の中で付随的に上記の各項目に該当する行事を行うような場合は、当該基準は適用しない。
- ② 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する行事といいつつも、実質的に業界団体の販売促進や共同宣伝、団体自体の宣伝など業界団体又は団体の利益の増進に寄与する行事のための使用と判断できるときは、当該基準は適用しない。

(3) 適用年月日

令和7年4月1日以降の使用に係る使用許可から適用する。